

— 理 学 部 —

# 評 論

第 4 号 1975. 12. 15

：通則および学位規定「改正案」と管理運営の規程作成の「方針」を提示，12月25日までに部局意見を聴取。

## 大学院制度の改革

— 平場委員会の「改正案」と「方針」の問題点 —

### できごと

- 1975年 1月25日：平場委員会の中間案に対する意見〆切り。
- 2月3日：理学部長選挙予算投票異，富田，長谷川 三教授選出さる。
- 2月13日：理学部長選一般投票，過半数にて富田教授が暫定候補となる。
- 同日：教授会にて富田教授健康上の理由で辞退を申し出，教授会学部長確定いたらず。
- 3月12日：理学部長選挙予選投票（再選挙）異，長谷川，溝畑，三教授選出さる。
- 3月19日：同上一般投票の結果過半数にて溝畑教授選出さる — 教授会で確定。
- 3月24日：評議員参考投票行なわる。田中正，香月，黒岩，加藤幹太，加治・亀井・永田教授の順。
- 同日：協議会，加藤幹太教授を選出。教授会で確定。
- 3月31日：平場委員会の「答申」提出さる。
- 5月15日：51年度概算要求に琵琶湖古環境研究施設（10年間の時限施設）の新設の追加を承認（理協議会）。
- 6月：増員要求委員会の調査報告書発表（弘報72号）
- 10月：平場委員長，大学院制度改革

### まえがき

昨年11月，大学院制度改革に関する「中間案」および，本年三月末の「答申」にひきつづき，平場委員会は，「京都大学通則改正案」，「京都大学学位規程改正案」，および「大学院の管理運営に関する規程作成についての方針」（以下「改正案」および「方針」と略称）の三件を各部局に示し，12月25日を期限として意見を求めている。

われわれは，昨年「中間案」が提示された際に，その問題点と背景について，本評論№3で論評を行ない，また具体的な意見の提出を行なった。今回「改正案」および「方針」が提出されて以降，職組理学部支部教官部会，および助手部会は，合同で討論を行ない，また支部でのシンポジウム等を通じて，検討を行なってきた。

この小論は，大学院の改革が，京都大学の現状に則して，かつ構成員の意見が正しく反映される形で進行することを願って，討論の資料として，今まで教官部会，助手部会等で行なって来た論議の要点などをまとめたものである。尚，本号には別紙の形で，「中間案」に対する理学部の「回答」，「答申」，「方針」および「平場メモ」の要点の抜粋を添付した。

### 改正の手続きと平場委員会の所掌範囲

今回の「通則」および「学位規程」の改正案は，その内容は別として，現行規程に対して，大学院設置基準の制定に伴う必要最少限の改正を施すという意味においては理解できるし，「改正案」の明年度実施を見指していることも一応うなづける。

ところで「平場メモ」によれば，その全体方針の〔2〕項で，「当委員会は制度改革に伴う規程整備を行なうことを任務とする特設的なものであり，

それを超えての根本的な大学院運営の方針の決定と規程の作成は、恒常的な機関である大学院審議会の仕事とすることが適当と考えた。……」と述べており、大学院の管理運営に関する方針の決定と規程の作成に関する仕事は平場委員会の所掌外とも解せられる。

しかるに平場委員会では、敢えて「規程作成に関する方針」をまとめ、「……この種の規程の制定が新しい試みであるから、慎重を要すると考えた。」として、「……一挙に規程の形で学内の意見を尋ねることをせず、…規程作成に関する方針について意見を聴いた上で条文化することとした。」(平場メモ)と説明している。

京都大学には大学院の管理運営に関する包括的な規程は現存しないから、当然現行規程に対する「改正案」という形で、新旧対照して提示することはできない。即ち、全学的に一本化した管理運営規程を作成することは、京都大学では、新らしくこの種の規程を作成することに相当するのであり、「各研究科規程や大学院審議会規程などに分散して存在するものを集めて一本化し、…通覧し得るのに便利である」(平場メモ)、以上に重要な意味をもち、これが制定された暁には、上位規程として、各研究科の運営を拘束する要素をもつことになる。

したがって、この種の規程の作成は余程慎重に行なうことが必要である。さもないと、各部局、研究科の特徴ある運営が封殺されたり、現状における矛盾を固定化あるいは激化する恐れもなしとしないからである。

この意味で、まず「方針」について意見を聴き、その上で更に「規程案」について改めて意見を求めるというのが、慎重の名に値するものと言えよう。ところが、不思議なことに「平場メモ」は、「方針」はこれを条文化する際再度意見を聴くという重複を避けるため……云々」と称して、今回の意見聴取のみでもって規程作成を押し進めようという姿勢がありありと伺える。管理運営の規程作成は、平場委員会の所掌外であるかのポーズをとりながら、且つ慎

重を期するためと称しながら、本音は「この際一挙にやっつけてしまおう」というのであろうか。慎重を期するのなら、明年度実施ということにあまりこだわらず、「重複をいとわず」「規程案文」についても再度意見が問われるべきであろう。

## Vision なき大学院改革

本評論No.3において、昨年の「中間案」の性格を評して、「Vision なき大学院改革」、「技術論」にかくれた研究科分離の理念等の批判をおこなったが、昨年来の一連の経過から今回の「改正案」および「方針」までを含めて、同様の感をまぬがれない。

「京都大学はどのような大学院を目指そうとしているのか」、「現状はどうなのか、どのような矛盾があるのか」、「各部局、研究科間のバラエティはどうか」、「学問の状況とてらして、どのような発展が期待されるのか」等々、大学院の現状分析\*と将来構想を含めた論議と並行して、管理運営の形態等が全学的に討論されることが必要であろう。(「大学院が学部依存してきたためにその発展が阻害された」という程度の分析ではなしに。)

このためにも平場委員会は、三年有余に亘って重ねてこられた検討、分析等の資料を、例えば「京都大学大学院白書」などの冊子として、全学討議のために供すべきと考える。(これはないものねだりであろうか。)

平場委員会から出される文書は、「中間案」の場合も、今回の場合もそうであるが、「本文」も「説明」も極めて簡潔なものが多く、氷山の一角を見ている感をまぬがれない。海面下にかくされている本質をよみとるためには、余程の能力が必要とされるようだ。

管理運営の規程を一本化して制定する場合、各部局、研究科における実情の違いなど、どのように調整できるのかなどの点は極めて重要な問題であるから、当然他部局や研究科の実情についての資料や、更には他大学の資料等も参考にできれば、意見聴取

も極めて実のあるものになろう。

大学院の制度改革はこれで終るわけでもないから、今後の討論のためにも、平場委員会が、現在までの検討の内容や、各種の資料等を収録した「京都大学大学院白書」等の冊子をまとめて、全学の討議に供せられることを切望する。(実務先行の規程づくりの先に何が待ちうけているのかという疑念をはらすためにも)

## 「答申」と「方針」の関係

京都大学においては、各部局や研究科の実態にバラエティが多く、一律的な規程にはなじまない面が多いということは、いままでも幾度か議論されてきた。このような状況を反映して、「答申」の前文第3項には「各研究科、学部附置研究所等の特殊性を尊重して、その特徴を生かした非画一的な運用を認めること。」と明記されている。

この視点からすれば一本化される管理運営の規程はできるだけ各研究科の実情を包容し得るもので、且つ、現状での巨大研究科等の運営上の困難の解消の方策や、教養部等も含めた新しい発展の可能性を包容し得るものでなければならない。

大学院の研究、教育において果している助手を含めた若手教員の役割を冷静に直視するとき、部局によっては助手の役割が大きくないということで、全学的に一律に助手を大学院教員から排除したり、また、研究科会議の構成における学部、研究所等の教授優先の規定(教養部等の教授は承認され参加する、助教授や講師は必要と認められた場合にのみ参加が許される。)など、時代に逆行するも甚だしい所であり、大学院の発展を希って、「広く学内からの適任者の参加を…」求めるとした「答申」前文の精神からも大きく逸脱するものと云わざるを得ない。

原則として助手は大学院教員として位置づけられるべきであるし、研究科会議の構成にあつては、学部、研究所教授の優先をやめ、助教授、講師等も含めた平等な構成権を前提とした上で、巨大研究科等

における運営の工夫や、部局の特徴が生かせるような柔軟性をもたせるべきであろう。(次の項で詳述)

## 「研究科会議」の性格と構成

答申第4項には、「学問の総合化および今後における学問の発展を考慮して、学部・学科に対応しない研究科・専攻を設置することを認める。」と述べられ、その説明において、「…このような研究科が設置される場合には既存の部局に所属しない教員によって新たに部局が構成され、研究科会議とは別に教授会がおかれることになる。」とある。他方「答申」第2項の説明においては「研究科自体が一つの部局となるのではない。」とされ、研究科会議は、学事を所掌するものと位置づけられている。即ち京都大学においては、研究科会議は管理運営機関である「教授会」ではないとされている。

ところで、「研究科会議」という名称は、不思議なことに、京都大学では通例の如く用いられているが、博士課程をもつ他の殆どどの国立大学では、これに相当するものとして、「研究科委員会」の名称が用いられている。このことは、昭和48年の大学設置基準審議会の「大学院および学位制度の改善について」の報告の中でも述べられており、第Ⅳ管理運営の項において、「研究科に、当該研究科に関する重要事項を審議するために、教授会または委員会を置くものとする。」に対応している。その項の説明においては、「現在研究科には、主として当該研究科に関する教務関係事項を審議するための機関として、研究科委員会が置かれている例が多いが、研究科の独立の程度あるいは態様によっては、教授会を置くのが適当な場合もあるので、研究科の判断により教授会又は委員会を置くものとする。」とある。

「答申」では、比較的独立した研究科の場合でも、教授会を別に置くこととしているので京都大学における研究科会議は、他大学における、又は上記報告における「研究科委員会」と解される。若しも研究

科の運営機関が「研究科委員」と解されるなら、これの性格や位置づけも、現在われわれが「研究科会議」の名称によって印象づけられている教授優先の性格のものとはかなり異なったものと理解し得る余地がある。

事実、東京大学では、「研究科委員会」は、各専門課程主任、関連部局よりの委員各1名、各専門課程より選ばれた教官若干名等より構成される、いわば代議制の「委員会」であり、教授、助教授、講師は平等の権利をもってこれに参加し得ることを前提としている。東京大学の場合、下部の専門課程会議が基礎になっており、これは教授、助教授、講師によって構成され、専門課程会議における互選によって、その主任が選ばれるとしている。教授が優先的に取扱われる項目は、少くとも規程の条文上は全く認められない。これは「研究科委員会」の理解にとって、極めて興味深い例であり、特に巨大研究科の運営改善の方策として、検討に値する重要な例である。

したがって、京都大学の大学院の「管理運営の規程作成」にあたっては、「研究科会議」（これは、答申の趣旨から云って「研究科委員会」と称する方が適切である。）の構成においては、今後の方向として、東京大学におけるような代議制の研究科委員会も含み得るようなものであることが、理学部あるいは理学研究科の現状に照して望まれるのではなからうか。少なくとも柔軟に検討されるべきである。

以上の観点からみれば、「学位規程改正案」において、第9条で「…学位授与の決議は教授をもって構成する研究科会議において……」とわざわざ特記し、更に「平場メモ」においては、「方針」に対する説明の第〔5〕項で、「研究科会議に助教授・講師を加えて拡大する場合にも、学位の審査は従来通り教授のみによることにしているので、教授のみの研究科会議で審議決定されることになる。」と御丁寧に、しかもおよそ理由にもならない説明を付しているのをみると、平場委員会は、教授権限の温存をその使命としているのかと疑わざるを得ない。

## 博士課程における研究指導と課程終了の要件

大学院の設置基準の制定により博士課程後期にあつては、単位制がなくなり「研究指導」を受けることがクローズアップされ、しかも学位取得が、課程修了の要件とされているところから、従来の「3年以上在学し、単位取得」するということそれ自体は意味をもたなくなり、博士課程に在学することが、課程修了・学位取得につながる限り、たとえ研究指導をうけたとしても意味がなくなるのではなからうか。「平場メモ」においては「学習証書」の付与は「落第証明書」のようなものとして否定的に述べられているが、各研究科における課程修了博士の取得状況を見ると、文科系では、課程修了博士が殆んど存在せず、したがって、博士課程に在学すること自体無意味となる風潮をもたらす恐れはないだろうか、理学研究科にあつてもこの傾向は文科系ほどではないにしても無視できないものと思われる。

（教官部会世話人会）

## シュミット望遠鏡について

宇宙教室では今年の夏の始めから秋にかけて教官が手わけして近畿一帯にでかけ各地の見晴やら土地の利用状況を調べてみた。二万五千分の一の地図をつぎ足して、車で走ったり歩いたりした道路に青線をいれてみると、よく行ったものだと皆さんが感心する位である。こんなことは天文学に関係がないようであるけれども実は直結しているのである。

教室には天体物理学の本格的な論文のかけるような望遠鏡は一台もない。付属天文台を含めても、太陽や明るい惑星を観測しようとする場合を除いては使える望遠鏡はまずないといった方がよい。その理由は系外銀河や暗い恒星の観測には大望遠鏡が必要であって、天文学は巨大な経費のいるビッグサイエンスに生長してしまい、各地の大学や研究機関でこのような装置をもつことは不可能となったからである。従って観測的研究を主にやってゆこうとする研究者は日本にたった一台しかない岡山天体物理観測所の188cm望遠鏡を使わざるをえなくなり、この望遠鏡に研究者の超過密現象がおこっている。特に微光天体の観測には月のない暗夜、殊に系外銀河集団の一番よくみえる4月の新月に希望が集中し、実さい使える時間の3倍以上も時間数が申請されている。各機関で自主規制した上になされた申請がこの有様であるので研究者は不満々である。

教室の大学院生や教官についていうならば、新月付近を希望すれば年間3~4日の観測が許されるのがせいぜいであり、月があっても観測可能な恒星の高分散スペクトル観測の場合でも年間1週間から10日の観測が限度であろう。ところがこの期間中前線でも引っかかって、うっとおしい天気がつづくとは本年はダメで来年までまでということになる。このような状況下では観測者もおいつめられた心理状況となり、雲があっても望遠鏡をむけるさもしい者も現れたり、又雨がふると、水に関係のある漢字を姓名に含んだパートナーに八つ当たりすることもおこ

る。

日本で最も天候が安定した岡山でも観測日数は年間約200日であるので今年の観測は全滅したという話はザラにあり岡山からもうい顔で帰ってくる若手研究者をみるのは全くやりきれない。しかし光学望遠鏡の場合は、たとえ割当てられた期間が3日にすぎないにせよ快晴にめぐまればまだ少しは研究の進展もありうるし、又この3日間は少くとも大望遠鏡の主人である。ラジオ波領域となると太陽のような強力な電波をだす天体を除いては(太陽が近くにあるにすぎないのだが)観測的研究は殆んど不可能であって、ただわずかに鹿島にある宇宙中継用のパラボラアンテナのあいているときに利用させてもらっているにすぎない。電波領域の研究者は自分たちのことを鉄砲のない兵隊さんと自嘲している。

このような情況下全国共同利の大望遠鏡にばかり頼っておれないので、観測的研究をすこしでもぼすために考えられたのが教室で作られたシュミット望遠鏡である。この望遠鏡は広い視野と明るさが特徴であって、主に広い領域での天体のサーベイに使うのが最も適しているが、特定の天体のくわしい研究には不向である。しかし研究環境の悪化にともない教室でこの望遠鏡が計画された本来の目的とはやゝ異なるけれども、補正板(口径40cm)をはずして補助光学系をいれて70cm口径の通常の反射望遠鏡としても使用できるよう改装をほどこしている。勿論70cmはあくまでも70cmであって決して188cmの代用にはならないけれども、星の光度やスペクトルの時間的変化の追跡といったような、大望遠鏡では時間的制約のため全く遂行不可能な仕事や、単に大望遠鏡使用のための予備的な観測は全部70cmにおしこめて、188cmの大望遠鏡はほんの画竜点睛的な仕事に限定しようという次第である。

現在シュミット望遠鏡は福知山に設置されているが一応初期の目的は達成された上、ある事情のため移転せざるえない。移転先についてはシュミット望遠鏡として使用するときに必要な空の暗さを考慮し、日本の変りやすい天候からみて、できるだけ安定し

た場所をえらびたい。教室といはば親戚関係にある飛騨天文台におけば、空の暗さや観測者の生活、更に望遠鏡の保持管理の上からは理想に近いのだが、この望遠鏡の使用の頻度からみて行くのに半日かかるという欠点がある。それ故生活の本拠が京都にある大学院生や教官が夕刻空の晴れぐあいを見てすぐ行けるよう京都から2時間以内という条件で土地を物色することにした。実さい京都からバスと電車を利用して2時間以内でゆけ、生活もしやすく、且つ都市光で汚染されていない空をもち、四方視界をさえぎる山のない空地という三重・四重にもしぼられた土地をみつけるのは至難の業である。しかし気象データを調べ多数回のドライブ旅行や警察まがいのきこみから奈良県のできるだけ南部で、且つ大台山系にかからない地域が最も適当であるという見当をつけることができた。今夏に始まった教室でのピクニックブームと天文学のつながりを説明すれば以上のようなものである。

(宇宙物理学教室 川口市郎)

編 集 責 任

京都大学職員組合理学部支部

教官部会世話人会

代表 西村 奎 吾